

# 記入例

## 個人市民税・府民税にかかる相続人代表者指定届

令和 ○年 ○月 ○日

堺市長あて

相続人代表者とは、故人に代わって納税通知書の受領や税金の納付をしていただく方をいいます。

被相続人に係る個人市民税・府民税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

相続人代表者となる方（対象の範囲下記参照）の氏名、生年月日、被相続人との続柄、住所、電話番号をご記入ください。

相続人の代表者	フリガナ	サカイシ イチロウ	生年月日	昭和○年○月○日
	氏名	堺市 一郎	被相続人との続柄	長男
	住所	堺市北区百舌鳥赤畑町○-○-○		
	電話番号	( 000 ) 000 - 0000	<small>(注) 日中連絡可能な御連絡先を記入下さい。 記入にご不明な点がありましたらご連絡させていただきます。</small>	
法人番号				

被相続人	フリガナ	サカイシ ハナコ
	氏名	堺市 花子
	死亡時の住所	堺市美原区黒山○-○-○
	死亡年月日	2019年 ○月 ○日

故人の氏名、死亡時の住所、死亡年月日をご記入ください。

- ※1 納税通知書等は、相続人の代表者の方に送付いたします。
- ※2 この届け出がない場合は、地方税法第9条の2第2項の規定により、堺市が相続人の一人を代表者として指定して通知します。
- ※3 相続人の代表者が法人の場合は、法人番号を記載してください。
- ※4 戸出者が自置した場合は、記名押印をしてください。

### 相続人代表者の対象となる範囲 <参考>

配偶者の方は常に法定相続人になります。

#### ▼民法上による法定相続人（血族）の優先順位

第1順位	子ども
第2順位	直系尊属（両親など）
第3順位	兄弟姉妹

※先順位の人が1人でもいる場合は、後順位の人には相続人になりません。また、同じ順位の人が複数いる場合は、全員が相続人になります（相続人の皆さままで協議のうえ、お一人を代表者としてご指定ください）。

こちらを参考に相続人代表者をご指定くださいますようお願いいたします。